

## 事例7 アジレント・テクノロジーズ・インクによるバリアン・インクの株式取得

### 第1 本件の概要

本件は、分析機器等の製造販売事業を営むアジレント・テクノロジーズ・インク（本社米国。以下「Agilent」という。）が、同事業を営むバリアン・インク（本社米国。以下「Varian」という。）の発行済株式の全てを取得するものである。関係法条は独占禁止法第10条である。

なお、平成21年独占禁止法改正法（平成22年1月1日施行）により、会社の株式取得について、合併等の他の企業結合と同様に事前届出制が導入されたところ、本件は、株式取得に係る事前届出を受け、報告等要請を行って詳細な調査を行った初めての案件である。

### 第2 一定の取引分野

#### 1 商品範囲

当事会社で競合する各種の分析機器のうち、競争に及ぼす影響が大きいと考えられる品目は、「マイクロ／ポータブルGC」、「トリプル四重極GC-MS」及び「ICP-MS」の3品目である。

##### (1) マイクロ／ポータブルGC

GC（ガス・クロマトグラフ）は、揮発性の試料を個々の成分に分離し特定の物質が含まれているか否かを分析する装置であるところ、携帯型のGCである「マイクロ／ポータブルGC」を商品範囲として画定した。

##### (2) トリプル四重極GC-MS

GC-MS（ガス・クロマトグラフィ質量分析装置）は、揮発性の試料をGCで個々の成分に分離した後、各成分の物質及び含有量を分析する装置であるところ、4本の棒（四重極）を3本直列に並べたことで、高精度な分析が可能なGC-MSである「トリプル四重極GC-MS」を商品範囲として画定した。

##### (3) ICP-MS

ICP-MS（誘導結合プラズマ質量分析装置）とは、試料中の元素及びその含有量の分析において、ICP（誘導結合プラズマ）により元素をイオン化することで、高感度な分析が可能な分析装置のことであり、「ICP-MS」を商品範囲として画定した。

## 2 地理的範囲

当事会社は、世界各地において分析機器の販売を行っており、日本においても、それぞれの日本法人等を通じて製品を販売しているところ、ユーザーは、品質やアフターサービスの充実度を重視して購入先を選択しており、おおむね日本国内に本社、代理店又は販売店を有する製造業者の製品を購入している状況にあることから、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

## 第3 本件行為が競争に与える影響

### 1 市場シェア

#### (1) マイクロ／ポータブルGC

平成20年におけるマイクロ／ポータブルGCの国内市場規模は、約2億円と推定される。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約80%・第1位となる。また、本件行為後のHHIは約6,800、HHIの増分は約3,000であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

| 順位  | 会社名     | 市場シェア |
|-----|---------|-------|
| 1   | Varian  | 約50%  |
| 2   | Agilent | 約30%  |
| (1) | 当事会社合算  | 約80%  |

#### (2) トリプル四重極GC-MS

平成20年におけるトリプル四重極GC-MSの国内市場規模は、約10億円と推定される。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約60%・第1位となる。また、本件行為後のHHIは約4,000、HHIの増分は約700であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

| 順位  | 会社名     | 市場シェア |
|-----|---------|-------|
| 1   | Varian  | 約50%  |
| 4   | Agilent | 約10%  |
| (1) | 当事会社合算  | 約60%  |

#### (3) ICP-MS

平成20年におけるICP-MSの国内市場規模は、約40億円と推定される。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約60%・第1位となる。また、本件行為後のHHIは約4,300、HHIの増分は約700であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

| 順位  | 会社名     | 市場シェア |
|-----|---------|-------|
| 1   | Agilent | 約55%  |
| 5   | Varian  | 約5%   |
| (1) | 当事会社合算  | 約60%  |

## 2 当事会社からの問題解消措置の申出について

本件株式取得については、公正取引委員会だけでなく、米国連邦取引委員会（Federal Trade Commission。以下「FTC」という。）、欧州委員会（European Commission）等においても同様の調査を行っていたところ、FTC及び欧州委員会における審査の過程で、当事会社に対し、上記3製品等の取引分野における競争状態に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるなどの指摘がされた。そのため、当事会社は、Agilentのマイクロ/ポータブルGC事業をインフィコン・ホールディング・アーゲー（INFICON Holding AG。本社スイス。以下「INFICON」という。）に、Varianのトリプル四重極GC-MS事業及びICP-MS事業等をブルカー・コーポレーション（Bruker Corporation。本社米国。以下「Bruker」という。）に譲渡するなどの問題解消措置を申し出た。この申出を受け、FTC及び欧州委員会は、当該問題解消措置の履行を前提に本件株式取得を容認した（注）。

公正取引委員会に対しても、Agilentから、前記と同様の問題解消措置の申出があったところ、当該問題解消措置に係る事業譲渡は、公正取引委員会による本件株式取得の審査中に実行された。これにより、前記3製品について、本件株式取得後、日本における当事会社の市場シェアは増加しないこととなる。

また、事業譲渡先であるINFICON及びBrukerは、共に世界各地において分析機器等の販売を行っている。両社は、日本においても日本法人を通じて一定期間の販売実績があることから、分析機器に関する販売ノウハウを有しており、全国に販路を構築している。

したがって、本事業譲渡により、INFICON及びBrukerは、その日本法人を通じて、日本市場において、今後、有力な競争単位として各事業を継続・発展させることが十分可能であると考えられる。

（注）欧州委員会が本件株式取得を容認した時点においては、これらの事業の譲渡先事業者が決定していなかったところ、欧州委員会は、譲渡先事業者について、①譲渡対象事業を維持及び発展させることができること、②当該分野において事業を展開し実績を残していること、③販売・サービスを提供できる組織を有していること、

④販売チャネルがあることなどの条件を付した。

### **3 独占禁止法上の評価**

当事会社が申し出た問題解消措置が履行されたことを前提とすれば、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

### **第4 結論**

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

#### **(参考) 海外競争当局との連絡調整**

上記のとおり、本件行為については、公正取引委員会のほか、米国、欧州等の競争当局も同様の調査を行っていたところ、公正取引委員会は、FTCとの間で情報交換を行いつつ審査を進めた。